

接続料の算定等に関する研究会 ご説明資料

KDDI株式会社

2021年5月26日

- 接続料の適正性確保やMVNOの予見可能性向上の観点から算定方法の精緻化を図ることは重要と考えます
- この点、本研究会を含めこれまで様々な議論が行われ、必要なルール整備がなされてきたと考えており、それを踏まえて当社でも精緻化に努めております
- 今回は、これまで整理された内容に大きな状況変化が生じた利潤算定におけるβ値の算出方法について主たる課題として議論、検討を行うべきと考えます

原価の抽出や算定方法の事業者毎の差異

- 各社、費用や資産の構成が異なることや、費用や資産に係るデータの粒度、データ取得の可否などの状況も異なる
- 各事業者に対して画一的な算定方法等を適用すると各事業者の事情を適切に反映できず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることから算定方法等の統一化やガイドラインへの記載に関しては慎重な議論が必要

予測接続料の適正性（実績と予測接続料の差異）

- 予測接続料の適正性については、実績との比較が重要であり、まずは少なくとも将来原価の初年度である20年度の実績を確認し、必要に応じ複数年度の実績も確認のうえ、課題がある場合には必要な検討を行うべき

値の算出方法について

- 本来、利潤は各事業者の資本調達コストを基本として自社の株価 β を用いることが適当
- これまでは移動通信事業のリスクをより適切に表すものとして、最も移動通信事業の比率が高いNTTドコモの株価 β を用いてきたが、NTTドコモの上場廃止によりこれまでの整理の継続ができない状況
- 一部社の上場形態の変更などの環境変化も踏まえれば、本来の考え方に戻すことが自然ではないか

(参考) 各社の移動通信事業の比率 (連結営業収益額に占める移動通信役務収支表の営業収益の割合 (2019年度値) ※当社試算
KDDI:41.2%、ソフトバンク:40.8%、NTTドコモ:24.3% (NTT持株の値)

案	各案に対する考え
案1 移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価 β	<ul style="list-style-type: none"> • 上場している二種指定事業者の移動通信事業の比率はドコモの株価βを採用した際のドコモにおける比率 (約80% (※)) と比べて相当に低く、他社が採用するほどの根拠は見出すのは難しいと考える () 「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」より
案2 各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価 β 、非上場の場合は親会社の株価 β を元にアンレバー・リレバーしたを用いる	<ul style="list-style-type: none"> • 各事業者の利潤を算定するうえで、本来、各事業者の資本調達コストを基本とすべきであり、自社の株価βを用いることが適当 • NTTドコモ以外の事業者も通信事業を中心とした事業体であることを踏まえれば、NTTドコモに関しては、通信事業を主体としているNTT持株の主要会社でありNTT持株の株価βを用いることは一定の合理性があると考え
案3 複数の移動通信事業者のアンレバード β を加重平均したものをリレバーする	<ul style="list-style-type: none"> • 案1とのおり、他社が採用するに足る移動通信事業の比率を持つ事業者が存在しない状況において、それらの複数事業者を束ね計算することで適切性が高まるとの考え方は成立し難いと考え

需要の考え方

- 当社の需要は、L2の接続箇所であるSGWの総帯域を用いている
- また、当社需要は、実トラヒックに対し、需要予測の不確実性や設備増設に係るリードタイム、設備増設遅延のリスク等を踏まえて設定している
- この需要は、実質的な上限をもって運用しており、MVNOとの接続における帯域と同様と考える

冗長設備について

- 冗長設備は、ネットワークの安定運用には欠かせないものであり、設備の一部としてコストに算入している。この点は他の接続料も同様と考える。また、冗長設備によるメリットはMVNOも等しく享受している
- 前頁でご説明の需要には、冗長分としての帯域は算入していない

ヒアリング事項への回答

ヒアリング事項

二種指定事業者が設定するデータ接続料については、MVNOの予見可能性を確保し、キャッシュフローの負担を軽減する観点から、総務省において、将来原価方式に基づく算定を一層精緻化するため、本研究会第四次報告書における提言を踏まえ、MVNOガイドラインの見直しを行うとともに、いわゆる「廉価プラン」の導入を踏まえた精緻化を要請する等の措置を講じてきた。

以上を踏まえ、貴社が2021年度予測値の届出を行う過程において、精緻化の観点から特に改善を図ったことや今後取組を強化することを予定していること、ルールの見直し等により一層解釈を明確化すべき課題の有無について説明されたい。

とりわけ、「予測の算定方法」における見込みの反映、「原価」における直課/配賦の抽出方法、「利潤」における β の新算出方法、「需要」における考え方の明確化について、接続料の適正性確保やMVNOの予測可能性の向上等の観点から、どのような取組が望ましいか。

回答

<精緻化の取り組みについて>

- 予測値を算定するうえで、将来の見込みに関する情報収集や、算定時に直面している事業環境を踏まえて算定を行っています。
- 精緻化の観点から、例えば、実績に関して、費用、資産の内容を子細に確認し対象費用、対象外費用の特定を図っており、今後も引き続き取り組みを強化していく予定です。

<取り組むべき内容について>

- 算定の考え方については既にガイドラインにおいてその考え方が示されており、予測の算定方法や直課/配賦の抽出方法については、これまでも本研究会等の中での議論が行われ、必要なルール整備がなされており、それを踏まえて精緻化に努めております。
- 今回は、主にこれまで整理されてきた内容に大きな変化が生じた利潤算定における β 値の算出方法について議論、検討を行うべきと考えます。

1. 予測の算定方法について

ヒアリング事項

回答

- ② 昨年度より省令様式を改正し、算定根拠における予測値の算定方法は「予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み（設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。）並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること」とされているところ、貴社の算定方法は省令を踏まえ、検証可能な十分な記載があるといえるか。

算定方法について具体的な計算式を記載しており、十分検証が可能なものと考えます。

1. 予測の算定方法について

ヒアリング事項	回答
<p>③ 各社の算定方法が異なる場合、その差異についてどう考えるか。また、今後適正性の評価について具体的にどのように行っていくべきと考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none">• 各社、費用や資産の構成が異なることや、データの粒度、データ取得の可否などの状況は異なるものと考えます。• 例えば、ある事業者にとっては適正な算定方法と考える方法であっても、別の事業者では、物理的にデータが取得できない、十分なデータが取得できない等その方法が採れない可能性もあることや、費用構造が異なること等が考えられます。• そうした状況の中で、各事業者に対して画一的な算定方法等を適用するとすると、各事業者の事情を適切に反映できず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることから算定方法等の統一化については慎重な議論が必要と考えます。• 算定方法に関しては、これまでも本研究会等の中での議論が行われ、必要なルール整備がなされ、適正化が図られているものと考えます。これまでどおり各社の事情を踏まえた上で総務省において確認していくことが適当と考えます。• また、現時点においては、将来原価方式の初年度（20年度）実績もまだ出ておりません。予測接続料の適正性については実績との比較が重要であり、まずは少なくとも将来原価の初年度である20年度の実績を確認し、必要に応じ複数年度の実績も確認のうえ、課題がある場合には必要な検討を行うべきと考えます。

1. 予測の算定方法について

ヒアリング事項	回答
<p>④ 2019年度末に提出された予測値（2021年度、2022年度）と2020年度に提出された予測値の差異が発生した理由は何か。また差異があることによる接続料の支払い等への影響をどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none">データ取得する対象年度が異なることや、2019年度末に届出した際には想定されていなかった事象（新料金プランの導入等）を踏まえてコストや需要を見直した影響です。予測接続料に関して、接続料の支払い等への影響の観点から、直前に届出したものとそれ以前に届出したものとで差異がないことが好ましいと考えますが、予測値は、その都度最新の状況を踏まえて再算定するものであり、結果として差異が生じることについてはやむを得ないものと考えます。当社としては引き続き精緻な算定に努めてまいります。
<p>⑤ 算定方法に関し、情報開示告示において、「予測（過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。）に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）に関する情報」を請求に応じ開示することになっているところ、MVNOに十分な情報開示を行っている又は行う予定があるか（MVNOによる請求の有無、自主的な開示の是非を含めて回答されたい）。</p>	<ul style="list-style-type: none">MVNOから請求があった場合は基本的には算定根拠の記載内容を基に情報開示しています。なお、昨年度届出したデータ接続料に関する情報提供に関して、複数の事業者から問い合わせを受けており対応しております。

2 . 原価について

ヒアリング事項

- ① 昨年度より省令様式を改正し、算定根拠において原価の抽出の状況を各社より提出を受けているところ、抽出の方法が大きく異なる場合、算定の適正性の観点から望ましくないのではないか。算定根拠で更に詳細を求めるなどより一層調査を進め、ルールの一貫を図っていくことについて、どのように考えるか。

回答

- 各社、費用や資産の構成が異なることや、データの粒度、データ取得の可否などの状況は異なるものと考えます。
- 例えば、ある事業者にとっては適正な算定方法と考える方法であっても、別の事業者では、物理的にデータが取得できない、十分なデータが取得できない等その方法が採れない可能性もあることや、費用構造が異なること等が考えられます。
- そうした状況の中で、各事業者に対して画一的な算定方法等を適用するとなると、各事業者の事情を適切に反映できず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることから算定方法等の統一化については慎重な議論が必要と考えます。

2. 原価について

ヒアリング事項	回答
<p>② 上記の観点から、例えば、まずはGLにおいて、直課の項目と配賦の項目について例示する等、一定の解釈を示すこととしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各社、費用や資産の構成が異なることや、費用や資産に係るデータの粒度、データ取得の可否などの状況も異なるものと考えます。 各事業者に対して画一的な算定方法等を適用すると各事業者の事情を適切に反映できず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることからガイドラインへの反映に関しては慎重な議論が必要と考えます。
<p>③ 現在、MVNOGLにおいては、回線容量課金対象外費用及び接続料原価対象外費用の例示が記載されているところ、算定根拠等における調査の結果を踏まえ、例示の記載を更新するサイクルを継続的に回すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各社、費用や資産の構成が異なることや、費用や資産に係るデータの粒度、データ取得の可否などの状況も異なるものと考えます。 また、例示の記載を更新することについては、年度ごとに算定方法を変えることになるおそれもあることから、算定方法の適正性の観点から慎重な議論が必要と考えます。
<p>④ 設備に紐づく費用が接続料原価の太宗を占めることから、原価についてより精緻な検証を行うため、また利潤のもととなるレートベースについても検証を進めるべきことから、固定資産の配賦状況についても同様に詳細な報告を求めることが必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまでの議論を踏まえたルール整備により必要なデータは提出してきております。算定根拠として提出する内容が多岐にわたる中で、更に膨大な情報量から当該内容について調査～抽出を行うとなると、相応のコストとリソースを要し、過度に算定コストを高めるものであるとともに、規制コストの増加を招くおそれがあると考えます。 データの必要性については、まずは昨年度制度整備した内容も含め、これまで提出している算定根拠について十分検証、評価したうえで、新たなデータ提出の是非について議論、検討をすべきと考えます。

3 . 利潤について (の算出方法について)

ヒアリング事項

- ① 算定の枠組みについて、前回改定時における考え方を踏襲し、案1（移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価 β （株価から直接算定した β をいう。以下同じ。）、案2（各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価 β 、非上場の場合は親会社の株価 β を元にアンレバー・リレバーした β を用いる。）、案3（複数の移動通信事業者のアンレバード β を加重平均したものをリレバーする。）のいずれかを考えたとき、NTTドコモに代わり、他のMNOとの比較において「移動電気通信事業」を1社で体現するような特定の事業者は存在しないと考えられること、接続料算定に用いられる事業リスクは移動通信事業者間で同じであるべきであることから、案3を基本とすることについてどう考えるか。

回答

- 本来、各事業者の利潤を算定するうえでは各事業者の資本コストを基本として、自社の株価 β を用いることが適当と考えます。しかし、各MNOによって上場形態が異なることや、移動通信事業以外の事業を営んでいること等の相違点があることを踏まえて、移動電気通信事業のリスクに関して、特定の事業の β の算定においては、同様の事業のみを行っている上場企業の株価から算定する方法が一般的という考えのもと、移動通信事業の比率が最も高いことをもってNTTドコモの株価 β が最も移動通信事業のリスクを反映しているとしてNTTドコモの株価 β が採用されていたと理解しています。
- 案1及び案3における移動通信事業のリスクに関して、移動通信事業を1社で体現するような事業者は存在しないと認めている中で、NTTドコモよりも移動通信事業の比率が低い移動体事業を営んでいる事業者の β を用いることは、これまでに比べても移動通信事業のリスクを適正に表しているとは言えないと考えます。
- さらに、案3に関しては、複数事業者の移動通信事業以外の事業に関するリスクが含まれたものになることに加えて、自社以外の事業者のリスクも反映されたものになるため、事業者共通の移動通信事業のリスクとして扱うことは適切ではないと考えます。
- NTTドコモの上場廃止に伴いこれまでの整理の継続ができない状況にある中では、他の事業者の上場形態の変更など当時からの環境変化も踏まえれば、本来の考え方に戻すことが自然ではないかと考えます。

3 . 利潤について（ の算出方法について）

ヒアリング事項	回答
<p>② ソフトバンク株式会社については、通信会社の株価が2019年度以降しかデータがなく、株価βの算定期間が3年間確保できないことについてどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 3年間の株価データが取得できない期間に関しては、取得可能なデータにおいて代替することが適当ではないかと考えます。 • その際は公平性の観点から各社も同様の期間とすることも選択肢の一つではないかと考えます。
<p>③ 仮に案3を採用する場合、各社のアンレバードβの加重平均に当たっては、複数の移動通信事業者として、どの社を選択すべきか。また重みづけは何で行うべきか（時価総額か、収益ベースか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 前述の①のとおりです。
<p>④ 株価β算出のための株価の計測期間及び採録頻度、財務リスクの勘案方法、βの上限値等その他の事項について、従来のとおりの方え方を踏襲してよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 変更する特段の理由はないと考えます。
<p>⑤ 新算定方式はいつから開始すべきか。（期待自己資本利益率の算定にあたっては、各年度末のβを用いて各年度の期待自己資本利益率を算定し、その3年平均をとっているところ、旧算定方式が適用できない年度（2020年度実績）から部分的に置き換えていくべきか。さかのぼって新算定方式で3年度分全てを置き換えるべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 旧算定方式も適切な算定方法として定められているものであり、旧算定方式が適用できない年度から置き換えていくべきと考えます。

4 . 需要について

質問事項	回答
<p>① 需要の算定方法について、ガイドラインにおいて「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする」と規定されているのみであり、具体的な推計の手法等については必ずしも明確にはされておらず、また、実際に各社がどのように算定しているかについては、接続料の算定根拠にその値及び算定方法の概要が記載されるのみである。他方、MVNOの経営に多大な影響を与えたMNOの「廉価プラン」に関する費用構造分析（いわゆるスタックテスト）を行ったところ、検証結果を大きく左右する要素の一つとして、MNOによる需要算定についての考え方が挙げられ、必ずしもMVNOにとって十分な予測可能性が確保されているとは言いがたい状況が明らかになった。こうした点を踏まえ、各社の需要に対する考え方を精緻に調査し、考え方の統一を図っていくことについてどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 需要の考え方について整理する場合、各社によってネットワークの構成や設備の運用ポリシー等が異なる点に十分留意することが必要と考えます。
<p>② 現在の需要の算定方法を踏まえ、「MNOが直面する需要」と、「MVNOが直面する」は同等のものとなっていると評価できるか（理由を含む）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当社の需要は、実トラフィックに対し、需要予測の不確実性や設備増設に係るリードタイム、設備増設遅延のリスク等を踏まえて設定しております。 <div data-bbox="975 758 1870 871" style="border: 2px solid red; height: 100px; margin: 10px 0;"></div> <ul style="list-style-type: none"> • このため、当社の需要は実質的な上限をもって運用しているものであり、MVNOとの接続における帯域と同様の扱いであると考えます。 • なお、MVNOの契約帯域の増減は、要望を受け次第対応しており、MVNOは当社に比べ柔軟に需要設定が可能であり、有利な立場にあると考えます。

4 . 需要について

質問事項	回答
<p>③ MVNOが恩恵を享受しているという観点から、設備の冗長や予備に該当するものの扱いについてどう考えるか。（原価及び需要のいずれにも算入する／原価には算入するが需要には算入しないのいずれとすべきか。）</p>	<ul style="list-style-type: none">• 社会インフラを支えユーザに安定したネットワークを提供するためには冗長設備は欠かせないものであり、それを含めてネットワークを構築しています。そのため、接続料原価には算入すべきと考えます。• 一方、需要に関しては、現状冗長分は算入していません。 <p>[Redacted]</p> <ul style="list-style-type: none">• 冗長分を需要に算入することは、上記の例で一般的に冗長側を課金ができない点、他の例で言えば [Redacted]
<p>④ 予測算定の精緻化とその検証のサイクルを継続的に行うため、需要の算定方法について、例えば、算定根拠となる詳細のデータを毎年総務省に提出し、検証を行うこととしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none">• 詳細なデータについてはサービス戦略等に係る経営上極めて重要な情報であるため提出は困難です。
<p>⑤ 実トラヒックと需要には一定の関係性があることから、上記検証を補完し、より適正な算定を確保するため、実トラヒックについても総務省に対し毎年報告を提出することについてどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none">• 経営上の機密にあたることから算定上の規律におけるデータ提供については慎重な議論が必要と考えます。

Tomorrow, Together

KDDI